

1. 基本情報（令和4年3月31日現在）

人口	137,321人	保護率	0.744%
----	----------	-----	--------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	39.7／月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	14.3／月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	5.9／月				
就労・増収率（%）	-				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	○	×	○

3. 会議の概要等（令和5年度）

構成員	草津市庁内27部署(教育委員会部署含む) 草津市社会福祉協議会、滋賀県社会就労事業振興センター（就労準備支援事業委託事業者）、滋賀県南部県税事務所、滋賀県地域若者サポートステーション、滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）、草津公共職業安定所、特定非営利活動法人草津市中心障害児者連絡協議会フリータイム、その他生活困窮者等の支援のために総括者が必要と認める機関等
会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者等に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者等が地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うことを目的として開催。 （事例）■ひきこもりの本人、親も地域から孤立されてる家族の情報を共有
開催方法等	年に1回程度、市役所庁内で開催
その他特記事項	構成員一同で会することなく、関係部署を想定される部署のみの招集で行っている。

4. 会議設置までのプロセス

設置前

- 本人同意が得られるケースばかりで遅延調整会議にて情報共有や支援体制の検討を行ってきたが、主にひきこもりのケースで本人同意が得られにくいケースがあったときを想定し、民生委員児童委員やその他の機関からの情報提供や必要機関との情報共有、支援に関する助言を求めるために設置。

会議の検討 【4ヶ月前】

- 本人同意が圧倒数を占め、本人同意を得られないケースがあまりない中での、会議設置の在り方を検討。
- 相談員体制の充実を図る

設置に向けて

関係部署への 参加の依頼 【2ヶ月前】

本市はH30年度より、生活困窮および複合的な問題や悩みを持つ市民に対し、福祉の総合相談窓口として当センターを設置し、総合的な相談に応じ、関係部署や関係機関等と調整・横断的な支援を行う体制を構築していたので、本人同意なしでも会議が可能である旨、説明できる。

設置要綱の策定 【1ヶ月前】

- 国の示すガイドラインや当センター立ち上げ時の設置要領、支援調整会議を基に困窮制度担当部局で作成。

令和2年4月 事業開始

会議開催

- 支援会議を通じて各関係機関と今後の体制を組め、同じ方向で支援ができることでスムーズにことが運ぶことがある。
- 現状として、支援会議を開催するまでのケースの数が多くなく、開催まで至らないケースが多い。